3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	⑴　北海道旭川市１条通25―487―６　(166.00) ⑵　北海道上川郡当麻町1738―２　(548.10)	北緯43度45分31秒東経142度23分08秒の地点と北緯43度46分40秒東経142度26分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　北海道北見市青葉町６―１　(108.50) ⑵　北海道北見市若松860　(354.10)	北緯43度48分35秒東経143度54分02秒の地点と北緯43度47分26秒東経143度54分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　北海道北見市青葉町６―１　(108.50) ⑵　北海道北見市端野町二区978　(308.00)	北緯43度49分16秒東経143度54分07秒の地点と北緯43度49分31秒東経143度54分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　北海道札幌市中央区北２条西７丁目　(125.50) ⑵　北海道札幌市西区平和439番１　(1022.00)	北緯43度03分47秒東経141度20分46秒の地点と北緯43度03分52秒東経141度19分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　宮城県仙台市宮城野区南目館１―１　(88.50) ⑵　福島県相馬市大字山上字ケシネ国有林261　(690.50)	北緯38度15分47秒東経140度55分26秒の地点と北緯37度48分09秒東経140度47分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎東京国道事務所内　(149.30) ⑵　東京都港区海岸３―33―19　レインボーブリッジ芝浦側主塔内　(129.20)	北緯35度41分38秒東経139度45分13秒の地点と北緯35度39分36秒東経139度45分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度39分33秒東経139度45分28秒の地点と北緯35度38分15秒東経139度45分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　東京都港区海岸３―33―19　レインボーブリッジ芝浦側主塔内　(129.40) ⑵　東京都品川区八潮１―１―３　東京国道事務所品川出張所内　(52.70)	北緯35度38分15秒東経139度45分37秒の地点と北緯35度37分03秒東経139度45分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　埼玉県さいたま市北区日進町１―40―７　(105.70) ⑵　東京都北区十条台１―５―70　(109.60)	北緯35度55分10秒東経139度36分10秒の地点と北緯35度45分21秒東経139度43分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　島根県出雲市塩冶有原町５丁目１番地　(60.60) ⑵　島根県出雲市大津町滝尻3670番地４　(80.50)	北緯35度21分33秒東経132度44分44秒の地点と北緯35度21分18秒東経132度46分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　島根県松江市西津田２丁目６番28号　(43.10) ⑵　島根県松江市邑生町庄ヶ谷777番地　(351.00)	北緯35度27分42秒東経133度04分31秒の地点と北緯35度31分52秒東経133度07分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	⑴　沖縄県那覇市首里石嶺町２―250―２　(177.00) ⑵　沖縄県糸満市字東里811―１　(69.80)	北緯26度12分53秒東経127度44分02秒の地点と北緯26度09分09秒東経127度42分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度09分02秒東経127度42分17秒の地点と北緯26度07分57秒東経127度41分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	⑴　長野県長野市柳町８　(433.50) ⑵　長野県千曲市力石字大林山1665　(975.00)	北緯36度39分13秒東経138度11分53秒の地点と北緯36度37分38秒東経138度11分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　長野県上田市中央１―７―29　(498.80) ⑵　長野県千曲市力石字大林山1665　(975.00)	北緯36度23分52秒東経138度15分08秒の地点と北緯36度24分18秒東経138度13分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　静岡県静岡市葵区富厚里字小林新田1854番１　(122.50) ⑵　静岡県静岡市葵区大原字トチノ沢118　(344.00)	北緯34度59分40秒東経138度17分11秒の地点と北緯35度00分30秒東経138度17分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　静岡県藤枝市瀬戸ノ谷字芋穴所9963番１　(888.80) ⑵　静岡県静岡市葵区大原字トチノ沢118　(344.00)	北緯34度58分51秒東経138度11分15秒の地点と北緯35度00分32秒東経138度17分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　静岡県静岡市葵区坂本字サイノ川原445　(1014.00) ⑵　静岡県静岡市葵区吉津字佐右衛門沢1615　(286.00)	北緯35度04分02秒東経138度17分10秒の地点と北緯34度58分10秒東経138度19分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度58分08秒東経138度19分17秒の地点と北緯34度58分03秒東経138度19分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　静岡県静岡市葵区富厚里字小林新田1854番１　(122.50) ⑵　静岡県静岡市葵区吉津字佐右衛門沢1615　(286.00)	北緯34度59分40秒東経138度17分11秒の地点と北緯34度58分04秒東経138度19分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　静岡県静岡市葵区坂本字サイノ川原445　(1014.00) ⑵　静岡県榛原郡川根本町元藤川字大札山1505番３　(1075.00)	北緯35度04分02秒東経138度17分08秒の地点と北緯35度05分54秒東経138度04分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　静岡県榛原郡川根本町崎平字ハタマシマ597番１　(313.00) ⑵　静岡県榛原郡川根本町元藤川字大札山1505番３　(1075.00)	北緯35度05分35秒東経138度06分45秒の地点と北緯35度05分54秒東経138度04分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域